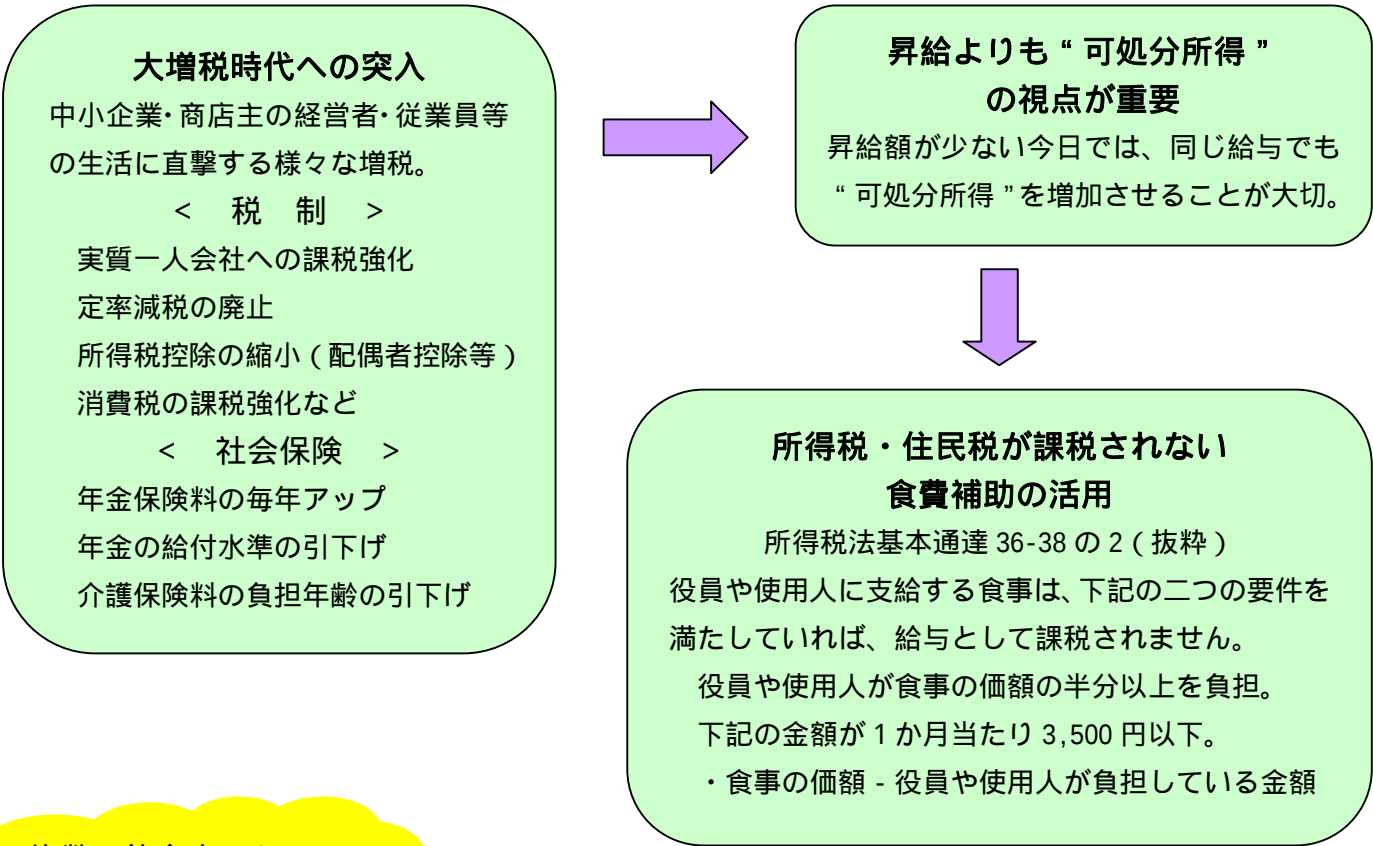


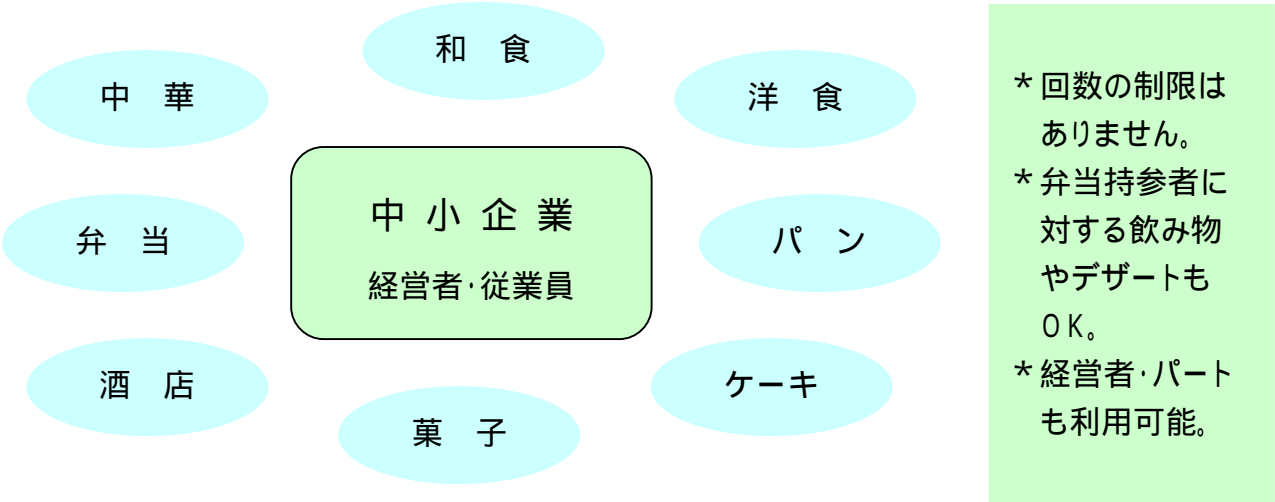
税法に適合した“食事補助プラン”の薦め



複数の飲食店による
バリエーション

1．飲食店を取り込んだ仕組み

経営者や従業員は、どこかで必ず昼食を取っています。
その飲食店を“指定食堂”にしたプランです。



2．会社のメリット

- （１）消費税の節税になります。
本則課税の場合、役員報酬や給与は消費税が非課税のため、仕入控除できませんが、当プランの補助金額に対応する消費税を仕入控除できます。
- （２）会社のイメージアップになります。
少子化で優秀な従業員やパートの確保は、さらに激しくなり、会社の従業員への対応の中身が重要になってきます。当プランを採用している同業者はいないでしょうから、貴社の従業員に対する優位性をアピールできます。
- （３）会社の行事に対する経費削減もできます。
飲食店以外の商店街も特典付きで利用できますので、様々な経費削減も可能です。
（例）忘年会・新年会・歓迎会・送別会・お歳暮・お中元
- （４）新規開拓もできます。
商店街との取り組みになりますので、販売業やサービス業の会社の場合には、新たな接点ができます。

3．経営者・従業員のメリット

- （１）可処分所得をアップできます。
当プランの補助金額は、所得税や住民税が課税されませんので、昇給の一部を当プランにすることで、可処分所得をアップできます。（社会保険料には加算されます）
- （２）全役員が利用できます。
従業員のみならず、経営者（全役員）も利用できます。
- （３）パートやアルバイトにも対応可能です。
食費補助規程にて、パートやアルバイトの方が利用することもできます。（優秀なパート等の募集のために！）
- （４）飲み物やデザートだけでも利用できます。
弁当を持参する方で、飲み物やデザートを購入しても当プランを利用できます。
- （５）財布を持たずに利用できます。
専用伝票にて対応しますので、財布を持たずに出掛けられます。